

鳥取市湖山西地区公民館使用規定

第一条 この規定は、湖山西地区公民館館則第八条に基づき、公民館の使用に関して必要な事項を定める。

第二条 この公民館は、公民館および湖山西地区の集会、その他の行事等のため使用することを目的とする。

第三条 公民館長(以下管理責任者と云う)は、使用責任者を指揮し会館の使用に万全を期すものとする。

第四条 公民館の使用を望む者は、必ず使用責任者を定めること。

第五条 使用責任者は、管理責任者に使用許可申請書(様式第一号)を提出して、その許可を求めること。ただし、公民館又は地域の事業(各種団体事業を除く)に使用する場合はその限りではない。

第六条 前条の使用許可は、公民館使用許可申請書(様式第一号)の受理をもって許可とする。

第七条 使用責任者は、次の各項を遵守すること。

- (1) 使用に当たっては、家屋・備品その他のものを損傷しないよう注意すること。損傷した時は、直ちに管理責任者に申し出て、使用責任者の責任において原形に復するよう処置すること。
- (2) 学習交流センター全館禁煙とする。又、火気の扱いには、特に注意し、使用後は冷暖房器具、ガス等の安全を確認すること。
- (3) 使用後は、必ず清掃し備品等は所定の場所に整理整頓しておくこと。
- (4) 空きビン、空きカン、その他ごみ等は、公民館の付近に放置しないで必ず持ち帰ること。
- (5) 使用終了に当たっては、管理責任者にその旨を報告し、点検を受けること。
- (6) 使用中および使用直後の事故等については、使用責任者において一切の責任を負うものとする。
- (7) 使用責任者は、この規定に定める以外の使用に関する総てのことについても、管理責任者の指示に従うこと。

付則

1. この規定の実施は、平成4年4月1日からとする。
2. 平成9年4月1日 一部改正
3. 平成18年4月1日 一部改正
4. 平成24年4月28日 一部改正